

第3章

計画の基本目標

第1節 計画の基本理念

第2節 基本目標

第3節 施策の体系図

第3章 計画の基本目標

第1節 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、地域に暮らす全ての人がいきいきと日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりが相互に尊重し、支えあう社会の形成が求められています。

このため、本計画では、第五次小千谷市総合計画を基本とし、障害者基本法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障がい福祉施策を推進するために次の基本理念を目指します。

**互いに尊重しあい 支えあい
いきいきと暮らせるまち**

第2節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定し、施策の展開を推進していきます。

1 住みよい環境づくりと安全・安心な地域生活への支援

障がいのある人とその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者とその家族が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結び付けていくための相談支援が重要となります。また、誰もが快適で暮らしやすい安全・安心な生活環境の整備を行います。併せて、要支援者となり得る障がいのある人が、災害時に安全かつ確実に避難できるよう「地域防災計画」との連携を図り、地域における避難支援体制の整備にも努めます。

2 保健・医療から療育・教育への連携・協力の確保

障がいにつながる疾病等を早期に発見し、適切な支援・治療を受けられることは自立を促すために重要なことです。個々の障がい特性に応じた療育⁴・教育を早期に受けることができるよう、保健・医療・療育・教育等の各機関が連携と協力して、効果的な支援体制の構築を図ることが必要となります。

3 雇用促進と就労支援

障がいのある人が地域で自らの力を活かして働くことは、経済的自立のためだけでなく、社会参加やいきいきと生活を送るために重要なことです。公共職業安定所などの関係機関と連携し、事業主からも障がいに対する理解を深め、雇用促進を図ります。併せて、障がい福祉サービス事業所と連携し就労支援に取り組みます。

4 障がいへの理解促進と社会的障壁のない共生社会の推進

障がいのある人と地域住民が相互に支えあう社会を築くためには、より多くの方から障がいに対する理解を深めてもらう必要があります。地域や学校など障がいのある人とふれあうことを通じ、障がいに対する理解を深め関心を持てるよう、子どもの頃からの福祉教育を推進します。

また、障がいのある人の権利を守るため、権利擁護制度の周知や利用を促進するとともに、障がい者虐待防止の体制を整備します。

⁴ 療育：ことばや身体機能など、発達に遅れのみられる子どもについて、生活への不自由をなくすように、心身の発達を促し、トレーニング・教育を行うこと。

そして、障がいのある人が余暇活動として、スポーツや文化活動などの参加を通じて、充実した日々を送ることができるよう、利用しやすい生涯学習環境を整備し社会参加を促進します。

第3節 施策の体系図

基本理念

基本目標

施策の展開

